

議 長 日程第4「承認第5号専決処分の承認を求めることについて（松田町税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 承認第5号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、松田町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

令和8年4月24日提出、松田町長 本山博幸。

よろしくをお願いします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

税 務 課 長 承認第5号専決処分の承認を求めることについて御説明させていただきます。

令和8年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたところでございます。これにより、町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、4月1日からの課税に係るものについては特に緊急を要し、議会を招集する時間的な余裕がなかったため、専決処分により条例改正を行ったものでございます。

2ページ目に専決処分書、3ページ目に改正文、6ページ目に参考資料1として新旧対照表、17ページ目に参考資料2として本年3月の議会全員協議会で御説明申し上げました資料を添付させていただいております。

今回の改正は、軽自動車税の環境性能割の廃止に係るもので、国内自動車市場の活性化を図るとともに自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和8年3月31日をもって廃止されることから改正するものでございます。

詳細につきましては新旧対照表にて御説明させていただきますので、恐れ入りますが6ページ目の参考資料1を御覧ください。

今回の改正につきましては軽自動車税環境性能割を廃止し、軽自動車税種別割を軽自動車税に名称を改めるものでございます。改正内容は多岐にわたるものの、基本的には上位法、地方税法の改正に基づくものとなりますので、ペー

ジが前後いたしますが、改正される条項をまとめて御説明させていただきます。

環境性能割の廃止に伴い削除いたします条文は、新旧対照表の２ページ中段第28条第２項、３ページの第28条の２第３項及び第４項、第28条の３から４ページにかけてあります28条の６まで、８ページ下段、附則第15項から10ページにわたります第21項まで及び、第25号の各条項につきましては、環境性能割に関する規定を定めているため、地方税法に基づき削除いたします。

また、環境性能割の廃止に伴い、規定の一部を改める条文につきましては、新旧対照表、お手数ですが２ページにお戻りいただきまして、右側が現行、左側が改正案になります。第28条第１項及び第３項、第28条の２第１項及び第２項、７ページに移ります。34条第２項の各条項におきましては、環境性能割に関する規定を削り、引用規定を改めるなど地方税法に基づき改正を行うものであります。

なお、現行の種別割を軽自動車税に改める条文につきましては、お手数ですが新旧対照表１ページにお戻りいただきまして、第８条第１項、２ページの第８条第３項、５ページ最下段、第28条の７、６ページ第29条、第30条、第31条、第32条、７ページ、第33条、第34条の第２項及び第６項、10ページ附則第22項、第23項、第24項の各条項において、種別割を軽自動車税に改めるものでございます。

再び申し訳ありませんが、新旧対照表２ページにお戻りいただきまして、中段の現行第28条第３項につきましては、項ずれにより第２項に改めます。

５ページ最下段、現行の第28条の７につきましては、条ずれにより、第28条の３に改めます。

10ページでございます。附則第22項につきましては、対象となる軽自動車税について変更はありませんが、地方税法の改正により、現行法第444条の３項に規定するを道路運送車両法第60条第１項後段の規定による引用規定を改めるものでございます。

第23項につきましては、グリーン化特例の適用期限が令和10年３月31日まで２年間延長されたことにより、現行令和４年４月１日から令和８年３月31日を

令和7年4月1日から令和10年3月31日に改めるものです。

第24項につきましては、地方税法の改正により、現行法第446条第1項第3号を同項に引用規定を改め、営業用乗用車については、グリーン化特例の適用期限は延長されずに終了となることから、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合に限り、令和8年度の軽自動車税の軽減対象となるため、現行の令和4年4月1日を令和7年4月1日に、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度を令和8年度に改めます。

なお、現行の附則第22項から第24項までにつきましては、附則15項から第21項までが削除されたことに伴い、項ずれにより7項ずつ繰り上げます。

11ページ最下段、現行の第26条につきましても、項ずれにより第18項に改めます。

なお、この改正に合わせて、第7条の4第3項第1号、第8条の第2項、第13条の第2項、第30条第2項、第33条第1項の各条項におきまして字句の修正を併せて行っております。

恐れ入りますが、5ページ目の改正本文にお戻りいただきまして、改正文3ページの附則でございます。

第1項、施行期日は令和8年4月1日からとすること。経過措置として、第2項では、改正後の新条例は令和8年度以後の年度分について適用すること。第3項では、この条例の施行日より前に取得した軽自動車税の環境性能割については、従前の例によること。第4項では、令和7年度分までの軽自動車税種別割については、従前の例によることを定めているものでございます。

説明は以上でございます。審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「討論省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。承認第5号専決処分の承認を求めることについて（松田町税条例の一部を改正する条例）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

暫時休憩いたします。9時25分より議会全員協議会を開催いたしますので、大会議室に御参集くださるようお願いいたします。（9時09分）